

大阪地方最低賃金審議会

第1回大阪府最低賃金専門部会議事録

1 日 時

令和7年7月25日（金）9時59分～10時55分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第1共用会議室

3 出 席 者

(公益代表委員)

衣笠委員、村上委員、森委員

(労働者代表委員)

狼谷委員、澤谷委員、清水委員

(使用者代表委員)

柴田委員、中村委員、平岡委員

(事務局)

小川労働基準部長、柴田賃金課長、中筋主任賃金指導官、森内賃金指導官、本多賃金指導官、

福井監察監督官、藏本最低賃金係長

4 審議事項

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 地域別最低賃金の審議の進め方について

(3) 審議資料について

(4) 令和6年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組について

(5) その他

(開会 9時59分)

中筋主任

それでは、ただいまから本年度第1回大阪府最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、公益を代表する委員3名、労働者を代表する委員3名、使用者を代表する委員3名、計9名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第6条第6項の規定に基づく定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

開催に当たりまして、労働基準部長の小川から御挨拶を申し上げます。

小川音郎長

おはようございます。委員の皆様におかれましては、御多用の中、そして暑い中、御出席いただき誠にありがとうございます。

第1回の最賃の専門部会でございます。本年度の最低賃金の改正決定につきましては、今月の14日に開催されました第364回の総会におきまして、当方の労働局長から大阪地方最低賃金審議会に諮問をさせていただいたところです。

今年は、アメリカの関税の問題ですか、長引く物価の上昇を反映しての実質賃金の減少など、審議に当たって困難となる数々の事案がございますが、審議に関しましては、大阪地方最低賃金審議会の自主性というのも發揮していただきまして、最低賃金に関する実態調査ですか各種経済指標の資料、それから関係労使の意見、そして中賃のほうの示す目安を参考にして御審議いただくことを期待申し上げます。

地域の実情に応じた適正な最低賃金の改正となりますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

中筋主任

それでは、審議に入る前に、委員の皆様のお手元に御用意しておりますタブレット端末について御説明いたします。

なお、御用意できる台数の関係から、傍聴人の皆様には御用意できておりません。あしからず御了承をお願いいたします。

資料につきましては、こちらのタブレット端末から御確認いただければと思います。タブレット端末の操作方法につきましては、お手元のタブレット操作ガイドから御確認ください。

資料の切替え方法について御説明いたしますと、タブレット操作ガイドでは、「1つ戻る」と示されている画面の左下にある三角マークをタップしますと、資料を選択できる画面に移ります。その画面から資料を御選択ください。

なお、複数のウインドーを同時に開く方法を現時点では確認できません。複数の資料を同時に閲覧することはできませんので、申し訳ありませんが、その都度、参照する資料を選択していただきまして画面を開いてください。

画面の切替えやスクロール等、問題はございませんでしょうか。

そうしましたら、今後、タブレットについて御不明な点や作動不良等がございましたらお申しつけ願います。

それでは、本日御用意いたしました資料について御説明いたします。よろしいでしょうか。

まず、お手元にお配りしておりますのが会議次第、配席図、大阪府最低賃金専門部会資料目次、令和6年度大阪最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組についての4点でございます。

次に、大阪府最低賃金専門部会資料、主要統計資料、別冊資料1、別冊資料2要約版、別冊資料3の5点をタブレット端末に格納しております。傍聴人の皆様には、先ほど申し上げましたように、資料9点を印刷したものをお手元にお配りしております。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

なお、主要統計資料は、今年度の中央最低賃金審議会の第1回目安小委員会で使用した資料でございます。御参考にお願いいたします。

ただいまの事務局の説明で、何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。

そうしましたら、申し訳ございません、戻りまして、会議に先立ちまして、7月24日に開催されました中央最低賃金審議会第3回目安小委員会の審議状況につきまして、賃金課長の柴田から御説明いたします。

柴田課長

おはようございます。賃金課長の柴田と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安審議の状況について報告いたします。

昨日、7月24日の第3回目安小委員会におきまして、金額提示までは至っておりませんことを報告いたします。

以上でございます。

中筋主任

ありがとうございました。

それでは、議事（1）部会長及び部会長代理の選出についてに入らせていただきます。

部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。当専門部会では、これまで、公益を代表する委員により事前に協議された結果によって選出してまいりました。本年度も同様の方法でよろしいでしょうか。

（異議なし）

中筋主任

ありがとうございました。

それでは、御協議の結果につきまして、衣笠委員からお願ひいたします。

衣笠委員

協議の結果、部会長には森委員、部会長代理には村上委員ということになりました。

中筋主任

それでは、部会長には森委員、部会長代理には村上委員ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

中筋主任

ありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきまして、部会長、よろしくお願ひいたします。

森部会長

部会長を務めさせていただきます森と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様の御協力を得まして、円滑に審議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、この大阪府最低賃金専門部会の会議及び議事録の公開について、今年度の取扱いをどうするか決めておきたいと思います。

本日の会議及び議事録については、専門部会運営規程に基づいて公開することといたしますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、同規程第6条第1項及び第7条第2項により、部会長判断で会議を非公開とする場合があります。

第2回目以降の専門部会に関しましては、同規程第6条第1項に定める率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当するおそれがあると考えられるため、会議及び議事録を非公開としたいと思います。

皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

森部会長

ありがとうございます。

それでは、第2回目以降の専門部会における会議及び議事録は非公開といたしたいと思います。

続きまして、議事2の地域別最低賃金の審議の進め方について入ります。

事務局から説明をお願いします。

中筋主任

それでは、地域別最低賃金の審議の進め方について、事務局から御説明いたします。

まず、専門部会資料の7ページ、資料4を御覧ください。これは、7月14日の第364回総会で了承されました令和7年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項でございます。

地域別最低賃金専門部会の項目を御覧ください。

第1項で、地域別最低賃金専門部会において全会一致により議決された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づき、地域別最低賃金専門部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会の決議とする取扱いを定めております。専門部会で全会一致の議決が得られない場合は、審議会総会に諮り、採決いただくことになります。

第2項では、地域別最低賃金専門部会の審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、全て審議会を開催して報告いたします。

第3項は、審議の基本方針です。自主性発揮等の観点から、4点の了解事項を置いております。

(1) 大阪労働局長の諮問後は、効率的な審議に資するため、中央最低賃金審議会から目安が提示される前であっても調査審議を開始することとしております。

(2) 調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこととしております。

(3) 適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行うと定めています。

(4) 議決は全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこととされております。

本年度は、この了解事項を踏まえ審議を進めていただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、専門部会資料9ページの資料5を御覧ください。

令和7年度地域別最低賃金の審議の進め方として、7月14日開催の第364回総会において承認をいただいた内容で、本年度の当専門部会の日程についてお示ししております。

第2回専門部会以降、本日配付しております資料を参考に具体的な金額審議を進めていただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

森部会長

ただいまの事務局の説明のとおり、今後の審議を進めるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

森部会長

ありがとうございます。

それでは、御了承いただきましたので、この流れで進めさせていただきます。

続きまして、議事3の審議資料についてに入ります。

事務局から説明をお願いします。

森内指導官

おはようございます。事務局の森内です。私から説明させていただきます。

まず、専門部会資料について御説明いたします。

1ページの資料1は本専門部会の委員名簿です。

そして、3ページ目、資料2は大阪府最低賃金専門部会運営規程です。

続きまして5ページ目、資料の3は、本年度の大坂府最低賃金の改正決定についての諮問文の写しです。7月14日に開催されました第364回総会におきまして、大阪労働局長から大阪地方最低賃金審議会会長に対して最低賃金の改正について諮問しております。本専門部会は、この諮問を受けて設置されております。

7ページの資料4、令和7年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項、そして、9ページの資

料5、令和7年度地域別最低賃金の審議の進め方（案）については、先ほど事務局の中筋から説明をさせていただきました。

11ページ目、資料6は、昨年度の大坂府最低賃金の改正決定の答申文の写しです。

15ページの資料7－1、こちらは、大阪府が発表した令和7年春季賃上げ妥結状況の最終報となっております。

飛びまして23ページ目、資料7－2は同じく大阪府が発表した今年の春季賃上げ妥結状況の詳細分析報告となっております。

また飛びまして29ページ目、資料8は、財務省近畿財務局が取りまとめた令和7年度全国財務局長会議資料となっております。

それから、飛びまして49ページ目、資料9は今年の7月8日付けで日本銀行大阪支店が取りまとめた関西金融経済動向です。

次に51ページ目、資料10、こちらは関西経済連合会・大阪商工会議所が取りまとめた第98回経営・経済動向調査の結果です。

次に、飛びまして67ページ目、資料11、こちらは令和7年7月22日に開催された令和7年度中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会で配付された資料ナンバーの2をお付けしております。

この中で、68ページと69ページには、生活保護と最低賃金の比較グラフを掲載しております。69ページの比較グラフは、68ページの比較グラフから最低賃金の部分を令和6年度の最低賃金改定額に反映したものとなっております。全都道府県において、最低賃金が生活保護の水準を上回っていることが確認できる資料となっております。

続いて、70ページを御覧ください。

こちらは、都道府県ごとの最低賃金を生活保護水準との乖離額変動の要因分析を記載したものとなっておりますが、左端に都道府県名が表示されておりますので、大阪の部分を御覧ください。

最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出する際に、時間額に換算しておりますが、令和5年度データに基づく乖離額（A）、こちらはマイナス266円となっています。これは、大阪府最低賃金が生活保護の水準を時間換算額で266円上回っているということを示しております。

また、令和6年度地域別最低賃金引上げ額、こちらは横の（B）のところなのですけれども、こちらの50円を考慮した最新の乖離額がCとなって表示されておりますが、マイナス316円、これは大阪府最低賃金が生活保護の水準を時間換算額で316円上回っているということを表しております。

続きまして、資料の71ページ目、資料12、こちらは7月11日に開催されました令和7年度第1回目安に関する小委員会の配付資料のナンバー4、足下の経済状況等に関する補足資料説明をお付けしております。

かなり飛ぶのですけれども、155ページ、こちら資料12－2は、7月22日に開催されました令和7年度第2回目安に関する小委員会で配付されました資料のナンバー2で、先ほど御説明しました資料12の更新部分のみを抜粋したものとなっております。

専門部会資料についての説明は以上で、引き続き別冊資料についての御説明をさせていただきます。

まず、別冊資料の御説明をさせていただく前に御留意いただきたい事項がございまして、タブレットに入れる際に、目次にはページ数を振らず、資料本体から1ページ目というふうにしているのですけれども、タブレットが目次も1ページとして表示してしまいますので、私が読み上げる数字が1ページ、2ページ誤差が出てくると思いますので、タブレット操作に当たっては、そのあたり御不便を

御かけしますが、御留意いただきたいと思います。

資料の説明に入ります。

まず、別冊資料1ですけれども、3要素を示しております。

そして、3要素の1つ目、地域における労働者の生計費に関する統計資料を御説明いたします。

まず、資料の下にページ数を振っているのですけれども、これに基づいて御説明いたします。

1ページの（1）、こちらは勤労者世帯の1世帯当たりの1か月消費支出の推移、2ページ目、（2-1）は標準生計費の推移、3ページ目が（2の2）標準生計費の内訳、4ページの（3）、こちらは大阪府の生活保護状況です。

5ページ（4-1）、こちらは消費者物価指数の推移（総合）となっております。

6ページ（4-2）、こちらは消費者物価指数の推移、ただし持家の帰属家賃を除く総合、そして、7ページの（4-3）、こちらは消費者物価指数の推移（生鮮食品を除く総合）となっております。

次に、3要素の2つ目、地域における労働者の賃金に関する統計資料について御説明いたします。

8ページ目の（5-1）、こちらは、令和7年大阪における春季賃上げ妥結状況の最終報です。

9ページ目の（5-2）は、令和7年春季賃上げ回答妥結状況、こちらの全国版です。

10ページ目の（6-1）は、都道府県別・事業所規模別きまって支給する給与額及び地域間・規模間格差です。

11ページ目の（6-2）、こちらは大阪府・事業所規模別きまって支給する給与額です。

13ページの（7-1）、こちらは全国の新規学卒者の初任給の資料です。

14ページの（7-2）、こちらは大阪府の新規学卒者の初任給の資料です。

15ページ目の（8）、こちらは女性短時間（パートタイム）労働者の賃金です。

16ページ目の（9）、こちらはパートタイム労働者比率です。

17ページの（10-1）、そして18ページ目の（10-2）、こちらは所定内給与額及び比率です。

19ページの（11）、こちらは賃金改定状況調査結果第4表、このうちAランクの数値となっております。

続きまして、3要素の3つ目、地域における通常の事業の賃金支払能力につきまして説明いたします。

22ページ目の（12-1）、こちらは地域別最低賃金の未満率と影響率の推移です。

23ページ目の（12-2）、こちらは大阪府最低賃金適用業種の未満率の推移です。

24ページ目の（13）、こちらは大阪府工業生産指数です。

25ページ目の（14）、こちらは大型小売店販売状況です。

26ページ目の（15）、こちらは企業物価指数です。

27ページ目の（16）は、業況判断（D I）です。

28ページ目の（17）、こちらは経常利益額増減です。

29ページ目の（18）は、売上高経常利益率です。

30ページ目の（19）は、従業員数1人当たりの付加価値額です。

31ページの（20）は、企業倒産件数です。

別冊資料についての説明は以上となります。

続きまして、別冊資料の2、大阪府最低賃金に関する実態調査結果、こちらの要約版について御説明いたします。

こちらは、本年6月に大阪労働局で実施しました最低賃金に関する実態調査の結果の主要な箇所を取りまとめたものです。なお、次の専門部会までをめどとして全体版を作成中ですが、完成し次第、配付いたします。

この別冊資料の2、実態調査結果（要約版）の表紙の次のページ、こちらに調査の概要の記載がございます。

1、調査の範囲の（3）事業所の項目に記載しておりますように、大阪府下の従業員100人未満の製造業及び情報通信業の事業所、同じく従業員30人未満の卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉及びサービス業（他に分類されないもの）の民営事業所を対象に、本年6月1日現在在籍する労働者の6月分の賃金についてサンプル調査を行ったものです。

本年度の実態調査におけるサンプル数は、事業所数431件、対象労働者数3,443名となっております。このサンプル結果を基に、大阪府最低賃金が適用される労働者ベースの数値に復元して取りまとめております。

次のページに、統計資料の用語の解説となっております。

さらに、次のページに最低賃金実態調査結果一覧を載せております。本調査結果の一覧を業種ごとに中位数、第1・20分位数、第1・10分位数、時間当平均賃金額、未満率に区分して計算したものです。

最後に、別冊資料3について御説明いたします。

こちらは、大阪府最低賃金に関する経年的データダイジェスト版となっておりますが、ただいま御説明しました別冊資料1及び資料2の統計資料から大阪府下、大阪府を含むに係る数値を抽出して、原則過去5年分を取りまとめたものです。

資料の説明は以上です。

森部会長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

労働者委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

使用者委員、平岡委員、お願いします。

平岡委員

1つだけ質問があります。これは、別冊の1の10-1、17ページ、所定内給与額と時間当たり所定内給与額と最低賃金との比率を出していただいていると思うのですけれども、これは平均値ですね。

森内指導官

こちらは平均値になると思います。

平岡委員

平均値ですね。ありがとうございます。

森部会長

そのほか、いかがでしょうか。

柴田委員、お願いします。

柴田委員

柴田です。3つちょっと確認をさせていただきたいと思います。

1つ目が、別冊資料1の(11)の賃金改定状況の調査結果の第4表、これ、昨年も大阪の数値が出せないかなというのでちょっとお願いをした件でございまして、今年の中央の目安小委員会でも都道府県別の数字を出すようにというふうに要請をしたというふうに聞いておりますが、その結果、どうなっているのかというのが1つ目、それから、同じ別冊資料の22ページの未満率と影響率なのですけれども、(12-2)では7年度の分の未満率の数値が出ていますけれども、(12-1)のほうの影響率というのも令和7年度の数字が出るのかどうかをちょっと御確認したいのと、それから、もう一個が別冊資料2の実態調査結果の要約版のサンプル数なのですけれども、これ、昨年と比べてサンプル数が増えたのかどうか、それを御確認させてください。

以上です。

柴田課長

まず、1点目の第4表ですが、今年も提供はないと思います。実は、本省と話す機会があつて、10日ぐらい前に今年度も提供する予定はないという回答をいただいております。

森内指導官

それでは、こちらの別冊資料1の22ページの(12-1)の御質問は、令和7年度の未満率、影響率が出来るかということですね。こちらは、今取りまとめています別冊資料の2の全体版で分かるようになってくると思うのです。今日はまだその資料はお持ちしていないのですが、後日、専門部会でお示しできると思います。

そして、こちらの実態調査のサンプル数が増えているか、減っているか、こちらは、今年のサンプル数は減っております。

以上です。

森部会長

柴田委員、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

そのほかの委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

公益の先生方、よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議事4の令和6年度大阪府最低賃金の改正決定(答申)附帯事項に対する取組状況の報告に入ります。

事務局から説明をお願いします。

本多指導官

事務局の本多でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは御説明させていただきます。

それでは、令和6年8月1日付け大阪府最低賃金答申の際、御要望いただきました附帯事項について取組状況を報告いたします。

お手元の資料、令和6年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組についてを御覧ください。

取組事項は、2ページに記載しております政府へ要望するもの、3ページに記載している大阪労働局へ要望するものがございました。

まず、政府への要望に対する取組についてです。

4ページを御覧ください。

厚生労働省関連の取組を記載しております。

（1）業務改善助成金の拡充でございますが、③申請期間と賃金引上げ期間について、複数の期間を設定する見直しを令和7年4月1日から実施しております。

（2）「賃上げ」支援助成金パッケージでございますが、設備や人への投資等による生産性向上や、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げ支援として、業務改善助成金、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金等を取りまとめて周知のほうをしております。

（3）賃金引上げの支援助成金の拡充でございますが、①キャリアアップ助成金の賃金規定等改定コースでは、賃上げ率の新たな区分を設定、昇給制度を新たに設けた場合の加算措置が創設されております。また、年収の壁への対応としまして、現行の社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューの要件を見直すとともに、助成額を拡充した新たな短時間労働者労働時間延長支援コースを令和7年7月1日に新設しております。②働き方改革推進支援助成金では、一部助成対象の要件を緩和、③人材開発支援助成金では、賃金助成額が引き上げられております。

次に、5ページのほうを御覧ください。

経済産業省、公正取引委員会の取組を記載しております。

経済産業省の取組でございますが、（1）中小・小規模企業の生産性向上への支援強化では、中小企業省力化投資補助金の要件緩和として、ファイナンス・リース取引を補助対象としております。また、補正予算において、新たに一般型が新設されております。

（2）価格転嫁対策の強化としまして、②関係事業者団体約1,700団体に対し、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名による要請、④国、地方公共団体に対して、新たな契約の基本方針を定め、迅速かつ適切な価格交渉・転嫁等の要請を行っております。

次に、公正取引委員会の取組でございますが、③令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果が公表されております。⑤下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律が令和7年5月16日に成立、令和8年1月1日施行の予定をしております。

次に、6ページのほうを御覧ください。

取組への実施計画を作成しております。

次に、7ページのほうを御覧ください。

周知広報・履行確保の取組でございます。

官報公示後すぐ、大阪労働局独自に中小企業支援策を盛り込んだ周知用リーフレットを作成し、関係機関、大阪府、大阪府内各市町村へ配付をしました。また、最近は、紙媒体だけでなく、リーフレ

ット等の電子データ送信による周知も増加しております。

8ページを御覧ください。

地方自治体を通じた周知でございますが、最低賃金額が漏れなく府民へ周知されるよう、大阪府内各自治体へ広報誌掲載を依頼し、大阪府内43全ての市町村で掲載をされました。

9ページを御覧ください。

マスメディアを通じた取組でございますが、大阪労働局ユーチューブチャンネルにショート動画の投稿や、大阪労働局労働基準部公式Xに投稿して情報発信を行っております。

次に、10ページを御覧ください。

その他の取組でございます。

写真にもありますように、面接会でのポスター掲示及びリーフレットの配架、日本国際博覧会協会への周知協力依頼等を行っております。

11ページを御覧ください。

最低賃金の履行確保の取組でございます。

毎年1月から3月に最低賃金重点監督を実施しております。下に最低賃金重点監督件数及び違反率のグラフがございますが、令和6年度は監督件数1,295件、違反率7.9%となっております。違反率は前年度より0.9%減少しており、一定の成果が出ていると考えておりますが、引き続き周知広報・履行確保に取り組んでまいります。

12ページを御覧ください。

中小企業支援措置の利活用促進でございます。今年度初めての取組といたしまして、大阪労働局助成金センターを通じた周知を実施しております。

13ページを御覧ください。

マスメディア等を通じた取組を記載しております。

次に、14ページを御覧ください。

各種制度の令和6年度の利用状況を記載しております。厚生労働省関連につきましては、全体的に昨年度より増加しております。

次に、15ページを御覧ください。

経済産業省関連、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターの取組件数を記載しております。

経済産業省関連の中小企業省力化投資補助金でございますが、この補助金は、カタログ注文型と一般型の2種類がございます。令和6年度はカタログ型のみ実施し、令和7年度はカタログ型と一般型を実施しております。カタログ注文型は、制度開始以降、採択は公表されておりませんが、一般型は採択者を公表することとなっております。そのため、カタログ型のみである令和6年度の採択件数は未公表というふうになっております。

16ページを御覧ください。

業務改善助成金のアンケート結果のほうを記載しております。

左のグラフは、「業務改善助成金を知ったきっかけは何ですか」の回答になっております。厚生労働省関連の合計割合は32.9%となっており、前年度の30.0%より2.9%増加しております。また、「この助成金を利用することで生産性向上に役立ちましたか」の回答には、「大変役に立った」が前年度の89.7%から92.8%へと3.1%増加しております。

17ページを御覧ください。

公共発注を行う行政機関に対する配慮要請でございます。

今年度は、従来の要請に加え、中小企業・小規模事業者に対する役務及び工事等の発注に当たっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の趣旨を考慮するよう要請しております。

最低賃金に係る情報提供に関する協定につきましては、現在、大阪市、堺市、枚方市と締結しています。協定未締結の他の自治体へは、締結勧奨の文書を2月14日に発出しております。

18ページを御覧ください。

下請取引の適正化に向けた取組でございます。

大阪府内の労働基準監督署では、今年度も令和7年1月から3月までの集中取組期間において、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行っております。労働基準関係法令違反を確認した際は、下請たたきが疑われる行為が存在しないか丁寧に確認し、必要な通報を漏れなく行うこととしております。

最後に、履行確保の効果の検証でございます。

先ほども御説明いたしましたが、11ページの最低賃金重点監督件数及び違反率のグラフでは、違反率が7.9%と前年度の8.8%より0.9%減少しており、14ページの厚生労働省関連の助成金の利用率も増加しております。また、16ページの業務改善助成金アンケート結果においても、一定の周知広報の成果が出ていると考えております。

事務局から、令和6年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

森部会長

ただいま事務局の御説明につきまして、御意見、御質問等はございませんか。

澤谷委員、お願いします。

澤谷委員

2点ほど質問なのですが、15ページの経産省関連の各種事業が、それぞれ令和5年度から令和6年度にかけて件数が一気に減少しているのはどういう要因かということが1点、もう一点が次の16ページ、業務改善助成金のアンケート結果で、パーセントで表示されているサンプル数が幾らなのか、何人、何社なのかを教えていただければと思います。

本多指導官

ちょっとお待ちください。経済産業省関連の件数が昨年度、減少している理由についてでございますが、一応経済産業局のほうに確認させていただきましたところ、令和5年度から令和6年度にかけて、ポストコロナの支援措置が見直されたことによる予算額の減少や要件の見直しが背景にあるのは考えられるという御回答をいただいております。

澤谷委員

時間もあるのでサンプル数については、また次回でも結構です。

本多指導官

次回報告させていただきます。失礼いたしました。

澤谷委員

調べておいていただければと思います。

それを踏まえてではありませんけれども、1点要望と言いますか、お願いで、中小に対しての支援の施策というのが、法律等々の改正もですが、零細企業に聞いていると、制度の利活用ができるいない。知らなかつたとか、使い方が分からぬといふことも含めて、特に零細になってくるほど、周知が伝わっていないいろいろなところで聞いたりしますので、どういう周知の仕方がいいのかはあろうかと思いますけれども、ぜひ隅々までしっかり利活用ができるように、実効性を高めるための周知方法を検討していただければと思います。

森部会長

御意見として受け取っていただけたらと思います。

そのほか、柴田委員。

柴田委員

すみません、お願ひというか感想なのですけれども、16ページの業務改善助成金のアンケート結果の右のほうのところに、「生産性向上に役立ちましたか」という問い合わせで、この助成金はそもそも賃上げとか生産性向上のための助成金なので、こういう問い合わせすると当たり前の答えが返ってきて、逆に役立つていなかつたのやつたら補助金を返してもらわなかんようなことになるので、来年からちょっと問い合わせの内容を変えていただいたほうがよろしいのじやないかなという感想です。

以上です。

森部会長

平岡委員、どうぞ。

平岡委員

先ほどの資料の御説明の中にあった未満率と今回の附帯事項の取組の御説明をいただいた11ページにある違反率を見ますと、いずれも数値が高いか低いかは、捉え方で違つてくると思うのですが、改善が見られていないのではと気になっております。この11ページの部分は、過去の状況ですとか、未満率等々を見ている調査の結果を見て、未満のおそれが高いと考えられる事業所を対象に実施した監督の結果なのでしょうから、この結果をどう理解するのか。毎回指摘されるけれども、毎回やっていませんでしたということなのか。そのあたりが分からぬので、違反率が下がらない現状には、何らかの対策を御検討いただいたほうがいいと思いました。

森部会長

ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議事5のその他に入ります。

今後の専門部会の日程について事務局から説明をお願いします。

中筋主任

御説明させていただきます。

地域別最低賃金専門部会の日程を説明いたします。

第2回目は7月28日月曜日午後1時30分から、第3回目は7月30日水曜日午後2時から、会場はどちらも第2号館9階共用B会議室で開催することとしております。

続きまして、第4回目は8月4日月曜日午前9時30分から、第5回目は8月5日火曜日午前9時30分から、会場はどちらも第2号館9階の遠隔審理室で開催することとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

森部会長

今後の日程は、ただいまの事務局からの説明のとおりとなっております。開催通知も配付されましたので御確認ください。

次回から金額改定の具体的な審議に入りたいと思います。

最後に、そのほか何かございませんか。

澤谷委員、どうぞ。

澤谷委員

日程は確認させていただきました。

1点、資料の追加をお願いします。別冊資料3の2ページで、消費者物価指数が総合と持家の総合、生鮮食品を除く総合、いわゆるコアCPIのデータがありますが、昨年度から最低賃金を議論する上で、我々は生計費は非常に重要にしている点で、食品の価格が非常に上がって直接物価に影響して、中央の目安小委員会の中でも提示されている消費者物価指数の特に食料関係の部分の対前年上昇率とその推移も資料として、次回以降に御準備をお願いします。

以上です。

森内指導官

澤谷委員からいただきました食料品に関する資料は、目安小委員会で作成された資料に準じてでよろしいでしょうか。

澤谷委員

大阪の分を抜き出す形で結構です。

森部会長

よろしいでしょうか。

森内指導官

対応したいと思います。

森部会長

よろしくお願ひいたします。

使用者委員の皆様、何かございますか。どうぞ。

中村委員

最低賃金の影響率と未満率を全体で5年間の推移を出していただいているのですけれども、企業規模別は示されていたのでしょうか。ないのであれば、企業規模によって全く異なると思いますのでその数値を見せていただけたらと思うのです。

森内指導官

基礎調査の中で、企業規模別の集計があったかと思いますが、今すぐ御用意できますと申し上げられないので、次回までに、その有無も含めて確認したいと思います。

中村委員

ありがとうございます。

森内指導官

もしあるとして、どれぐらいの、それはもう基礎調査の中で例えば10人以上とか、何かそういう分け方かなと思うのですけれども、そういった基礎調査の中にある分け方で御回答させていただいてよろしいでしょうか。

中村委員

はい。

森部会長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

事務局、何かございましたら、どうぞ。

柴田課長

何もありません。

森部会長

ないようでしたら、第1回の部会を閉会としたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(閉会 10時55分)